

社会福祉法人 京都市中京区社会福祉協議会 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市中京区社会福祉協議会定款第10条の規定に基づき、役員に対する報酬について定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第6条に規定する監事とする。ただし、報酬を支給する範囲は、税理士の資格をもって選任された監事とする。

(支給金額)

第3条 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 報酬は、税抜年額50,000円を支給する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用する。

この規程は、平成29年6月20日に一部改正する。